

平成30年度予算編成方針

市 長

1 経済・財政状況及び本市の現状・財政見通し

(1) 国の状況

内閣府が公表した9月の月例経済報告によると「景気は、緩やかな回復基調が続いている。」とし、先行きについては、「雇用、所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」としている。

国は、7月の閣議において「平成30年度の概算要求に当たっての基本的な方針について」では、「経済財政運営と改革の基本方針2017（以下「基本方針2017」という。）」を踏まえ、引き続き、「経済財政運営と改革の基本方針2015」で示された「経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むこととしている。

また、歳出全般について、これまでの歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとし、「人づくり革命」の実現に向けた人材投資や地域経済・中小企業・サービス業等の生産性向上に資する施策を始め、「基本方針2017」及び「未来投資戦略2017」等を踏まえた諸課題について、「新しい日本のための優先課題推進枠」を別に設け取り組むこととしている。

(2) 本市の現状・財政見通し

① 本市の現状

本市は、これまで、基本構想に掲げた将来都市像『「自立と協働のまち」人いきいき、緑さわやか、活力あふれる袖ヶ浦』の実現に向けて、質の高い教育や文化施策、子育て支援を中心とした、きめ細かな福祉施策、市民の安全と安心を支える防犯や防災施策、将来の発展を見据えた社会基盤整備など、総合計画に掲げる主要事業を中心に鋭意推進してきた。

これにより長年の懸案となっていた、大型事業が完了し、将来の袖ヶ浦市発展の礎ができつつある中、これまで取り組んできた社会資本整備事業の効果を最大限発揮するためのソフト事業の推進、本市の魅力を市内外へ積極的に情報発信するシティプロモーションの推進等の施策に取り組み、成果をあげてきたところである。

今年度においても、重点的取り組みとして、第3期実施計画の着実な推進と次期総合計画策定に向けた取り組み、市民とともに進める協働のまちづくりへの取り組み、未来をひらく袖ヶ浦創生プランへの取り組み等の事業を推進しているところである。

今後は、将来の袖ヶ浦市発展のため、これら事業効果を最大限発揮するため

の施策を推進し、次期総合計画への確かな架け橋としての取組みが必要である。

② 財政見通し

本市の一般会計における平成28年度決算概況は、歳入においては市税が前年度をやや上回ったが、地方消費税交付金等の各種交付金が前年度を下回り、財政調整基金繰入金を除いた一般財源は約1億9千万円減少した。

歳出においては性質別にみると人件費、扶助費をはじめ、維持補修費等の経常的経費が約2億6千万円増加しており、一般財源不足のため財政調整基金からの補てんにより収支を整えたことから、実質単年度収支は約3億4千万円の赤字となった。

また、主要な財政指標である実質公債費比率や将来負担比率は健全な範囲内ではあるものの、経常収支比率は前年度から1.0%上昇し、91.9%となり、財政の硬直化が進行している。

平成29年度の歳入においては、大宗を占める市税収入のうち個人市民税において、袖ヶ浦駅海側土地区画整理区域内の人口増などにより増額が見込まれるものの、引き続き法人市民税の一部国税化による減額や固定資産税における償却資産の減額が見込まれ市税全体では減収が懸念される。

平成30年度の歳入の見通しについては、市税において個人市民税の増額を見込む一方、固定資産税は、評価替えの影響による減額を見込んでいる。譲与税・交付金についても減額傾向にあると見込んでおり、総じて経常的収入は前年度を下回るものと見込まれる。一方、歳出については、近年の大型事業に係る地方債の元金償還が本格的に開始されることや社会保障費及び公共施設等の維持管理費等経常的経費が増加することが見込まれる。

2 予算編成の基本的な考え方

前述の財政見通しに加え、近年においては、まちづくりに必要な財源を確保するため財政調整基金を活用しなければ予算編成が行えない状況となっている。

このような状況を踏まえ、平成30年度の予算編成に当たっては、引き続き健全な財政運営を図ることを目指し、歳入については、市税収入の増収が見込めないことから国・県の予算編成を注視し補助金等の特定財源の確保を図り、歳出については、引き続き、予算編成時における要求限度額の設定、事業の廃止を含めた見直しを行う必要がある。

一方、平成30年度は、総合計画の総仕上げとなる第3期実施計画の最終年度に当たることから、実施計画事業については、所期の目的が十分に達せられるよう、計画どおりの執行に全力で取り組む必要がある。

また、将来懸念される人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって持続的に発展していくため、「未来をひらく袖ヶ浦創生プラン」に掲げた事業を推進していく必要がある。

さらに、これまで取り組んできた大型の社会資本整備事業の効果を最大限発揮するための施策、市民との協働によるまちづくり、本市の魅力を市内外へ情

報発信するためのシティプロモーション、市政の見える化、新たな行政課題及び多様化する市民ニーズに対応するための施策について、的確に予算へ反映し、確実に事業を執行していかなければならない。

これらのことを踏まえた上で、限られた予算、人員にて最善を尽くすことを念頭に、各部局長の調整のもと、下記の「留意すべき事項」、「重点的取組み」及び「施策分野における取組み」について充分留意のうえ、予算編成に臨むこととする。

(1) 留意すべき事項

- ① 「第3期実施計画」及び「未来をひらく袖ヶ浦創生プラン」に掲げた事業については、前年度の実施内容を検証及び評価するとともに、社会経済情勢の変化等により早急に取り組む必要が生じたときは、計画の前倒しなどを検討し、確実に事業進捗を図ること。また、国県支出金等の特定財源の情報収集に努め、最大限活用するとともに、計画予算の範囲内、かつ、必要最小限の事業費による予算を計上すること。
- ② 第3期実施計画に掲げた事業以外で、市単独による新規事業を開始する場合については、地域や世代間の均衡等に配慮しつつ、効果目標を定め事業効果等を検討するとともに、既存の経常的事业等の見直し・廃止（経常一般財源の削減）を行ったうえで予算計上すること。
- ③ 現在、実施している経常的事业のうち、所期の目的を達成し、事業の役割が終了していると考えられる事業や、国県支出金の廃止があった事業については、市単独事業として継続するのではなく、原則、国県に準じて廃止すること。（事業のスクラップ）
また、仕様の見直しや発注時の競争性の確保、在庫品の管理徹底、業務の省力化等、コスト削減に努めること。
- ④ 「持続可能な財政構造確立のための集中的取組み」については、5年間の取組み期間が終了するが、取組み項目については、これまでの効果を検証するとともに、その効果を維持した予算計上をすること。
また、使用料・手数料の見直しについては、平成31年度以降の改定に向け、検証を行うこと。
- ⑤ 投資的的事业については、特定財源の確保に努めるほか、より効率的で安価な工法や、新しい技術を採用した工法を検討のうえ、ライフサイクルコストにも配慮した設計を行うなど、経費節減に留意し予算計上すること。
- ⑥ 市民の生命・財産の安全・安心に直結する事業については、仕様の見直し等を検討するとともに、優先して予算計上すること。特に、施設・設備の老朽化に伴う危険箇所の改修等については、十分に調査を行い、優先順位をつけて真に必要と判断したものを予算計上すること。
- ⑦ 重要な行政課題である少子高齢化・人口減少問題や市民協働・地域活性化等への対応については、分野を超えた全庁的な取組みが必要であること

から、施策分野を横断する場合などは、各部課等で相互に連携を図るとともに、国・県の動向を注視し、積極的な予算計上を行うこと。

- ⑧ 人的資源が限定される中ではあるが、新たな行政課題及び多様化する市民ニーズに対応するため、市民サービスの向上につながるよう、業務の内容や進め方を見直し、業務改善・効率化を図ること。また、働き方改革を推進するため、時間外勤務の縮減に向けた取り組みを進めるとともに、現状にとらわれない柔軟な働き方の検討を進めること。

(2) 施策分野を横断する重点的取組み

① 第3期実施計画の仕上げと次期総合計画への架け橋としての取組み

平成30年度は、第3期実施計画の仕上げとなる最終年度として、現行総合計画に基づき推進してきた事業成果を市民に還元していく必要がある。

これまで進めてきた袖ヶ浦駅海側地区のまちづくりを更に発展させるための施策を展開するとともに、袖ヶ浦椎の森工業団地第2工区の整備完了を受け、市の活性化及び雇用の確保等を図るため、企業の早期進出に向けた取組みを推進すること。

次に、子育て・教育について、これまで力を入れて取り組んできた特色ある施策を、より一層推進するとともに、高齢化への対策として、健康寿命を伸ばし、引き続き住み慣れた地域で生活できる取組みについても推進すること。

さらに、これら各施策の成果について、市民に知っていただくだけでなく、理解を深めていただけるよう、「市政の見える化」については改善を続けていくこと。

また、人口減少社会の到来など社会情勢の大きな変化や、自治体経営をめぐる環境が変化するなか、将来のまちづくりの方向性を示す次期総合計画の策定作業を進めている。

これを踏まえ、これまでの成果と課題を念頭に、実現可能な施策を展開し、各種課題を克服していくことが求められていることから、現行総合計画から次期総合計画へ円滑に繋げるために必要な準備作業について遺漏なく進めること。

② 活気に満ちたみんなで支え合う住みやすいまちづくりへの取組み

社会は時代とともに常に変化しており、個々の価値観の多様化や少子高齢化が進むにつれ、地域における人のつながりは薄れ、市民ニーズも一層複雑化・多様化するなど、地域社会は様々な問題を抱えている。

これらの課題解決には、みんなが知恵を出し合い、積極的にまちづくりに参加し、連携していく必要があることから、市民、地域コミュニティと市が目標を共有し、協働していくことにより、活気に満ちた共に支えあう住みやすいまちをつくるため、「袖ヶ浦市みんなが輝く協働のまちづくり条例」を制定したところである。

このことから、地域コミュニティの活性化に資する施策及び地域コミュニテ

ィによるまちづくりを支援する取組みの展開を図ること。

また、既存事業についても条例の主旨を取り入れた見直しを図るとともに、協働の取組みに関する情報について市民に対して積極的、かつ、わかりやすく提供すること。

③ スポーツへの機運上昇を通じた共生社会を育む取組み

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が近づき、市民のスポーツへの機運が高まることはもちろん、言語や障がいの有無などにかかわらず互いを認め合う共生社会への関心を高めることが必要である。

このことから、市民のスポーツ振興や障がい者スポーツの普及に向けた取組み、多文化共生と国際交流活動の推進、誰にでもやさしいまちづくりへの取組み、外国人来訪者の増加を見据えた取組みを推進すること。

また、本市の持つ立地特性や施設を最大限活用し、近隣市と連携した国際大会も含めた事前キャンプ誘致の検討を引き続き行うこと。

(3) 各施策分野における取組み

① 市民参加で進める住みやすいまちづくり

市民活動については、「みんなが輝く協働のまちづくり条例」の制定に基づき、地域コミュニティによるまちづくりの支援と、地域コミュニティの活性化の推進に取り組むこと。

また、「市政の見える化」への取組みとして、ホームページ、SNSを一層活用した情報発信に取り組むこと。

男女共同参画社会については、第4次計画の策定に向けた取組みを着実に実施すること。

情報化については、安定した住民サービスの提供を継続するため、基幹情報システム更新の選定作業を適切に進めること。

公共交通については、高速バスのさらなる利便性の向上に努めるとともに、市内路線バスの利用促進に向けた取組み、高齢による免許返納者を含めた交通弱者対策の検討を進めること。

火葬場整備については、4市共同整備に向けた協議を着実に進めること。

② 災害、事故、犯罪をなくす安全性の高いまちづくり

防災については、地域防災力を向上させるため、地域における「共助」の中核をなす自主防災組織の結成促進や、災害対策コーディネーターなどの防災ボランティアのリーダーとなる人材の拡充を図ること。

また、災害発生時における市民の安全安心に備えるため、耐震補強工事と機能充実を図る庁舎整備について、基本計画をもとに整備手法の選定に取り組むとともに、中学校武道場や社会教育施設の耐震対策を着実に進めること。

防犯・交通安全については、犯罪の抑止や交通事故を防止するため、市民、行政、警察など関係機関が連携し、地域をあげての市民安全パトロールや交通

安全指導等を効果的に実施するとともに、犯罪抑止効果のある街頭防犯カメラ設置について継続して進めること。

消防については、公共施設のあり方検討を踏まえた消防体制の見直しについて早期に結論を出すとともに、消防分団組織の見直しについても取り組みを進め、また、非常備車両の更新についても、地域における消防分団組織のあり方を踏まえて取り組むこと。

③ すこやかに暮らせるふれあいと支えあいのまちづくり

地域福祉については、市民誰もがそれぞれの地域でその人らしい安心で充実した生活をおくれるまちづくりを推進するため、「第2期地域福祉計画」に基づき、共助のまちづくりを推進すること。

保険については、国民健康保険広域化に必要な取り組みを実施すること。

ひとり親、低所得者福祉については、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業の取り組みを継続すること。

児童福祉については、「子育て応援プラン」を着実に推進し、引き続き、専門職員によるきめ細やかな総合相談体制など、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のないサービスの提供に努めること。

障がい者福祉については、障がいのある人が地域社会の中でその人らしく暮らせるよう、「障がい者福祉基本計画（第3期）」及び「障がい福祉計画（第5期）」に基づき、必要なサービスの提供に努めること。

高齢者福祉については、高齢者が住み慣れた地域の中で自分らしく安心して暮らすことができる地域社会の実現に向け、「高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」を推進し、地域包括ケアシステムの深化を図ること。

また、広域型介護老人福祉施設の整備について、着実に推進すること。

保健・医療については、市民の健康増進及び健康寿命を伸ばすため、特定健診やがん検診の受診率向上にむけ、健康マイレージ事業との連携などに取り組むこと。

④ 豊かな人間性を育む文化の薫るまちづくり

幼児教育については、公立幼稚園の統合に向けた準備を着実に行うこと。

義務教育については、教育環境を向上させるため、小中学校の老朽化した給排水設備やトイレの改修を推進するとともに、近年の厳しい猛暑に対応できるよう、普通教室へのエアコン設置計画について早急に具体的な検討を行うこと。

また、児童生徒一人一人の基礎的な学力や心の問題等、個性や状況による課題に対応するため、引き続き基礎学力向上支援教員や特別支援教員等を活用するとともに、新学習指導要領に対応した外国語教育、調べ学習や体験活動を推進し、「生きる力」の醸成を図ること。

生涯学習については、市民の学習ニーズに合わせた生涯学習ボランティアの活用促進を図ること。

文化・芸術については、山野貝塚の国史跡指定を活用した取り組みを進めること。

スポーツ・レクリエーション・体育については、市民のスポーツへの機運上昇を踏まえた確かな振興策を推進すること。

⑤ 環境負荷を減らし自然と共生するまちづくり

環境保全・美化については、自然エネルギーの利用促進を図るため、引き続き家庭における省エネルギー設備の設置について支援すること。

また、市民や来訪者に愛される街並みを確保するため、市民や企業との協働による美化活動を推進するとともに、市外からの来訪者に向けたポイ捨て防止の啓発を図ること。

廃棄物・リサイクルについては、老朽化した粗大ごみ処理施設等の整備に取り組むとともに、更なるごみの減量化・資源化に向けた検討及び次期君津地域広域廃棄物処理事業の具体的な検討を進めること。

また、不法投棄・土砂対策として、引き続き監視と適切な指導を行い、市民の生活環境及び自然環境の保全に努めること。

⑥ 産業が調和した賑わいと活力のあるまちづくり

農林業については、市内農業活性化のために、認定農業者などの担い手の育成を推進するとともに、集落営農の推進や農地の利用集積等の促進を図ること。

また、地域資源を活用した、6次産業化、農家レストラン、体験農園について積極的な支援に取り組むこと。

さらに、有害獣による農作物の被害対策について、県及び近隣自治体との連携により実効性の高い取組みを推進すること。

商工業については、袖ヶ浦椎の森工業団地の整備効果を市民に還元するため、進出企業の早期操業と、雇用創出への支援を積極的に推進すること。また、市内産業の活性化を図るため、商工会や金融機関と連携しながら、創業支援に努めること。

観光については、本市の魅力、地域資源をさらに磨き活用するため、観光協会による活動・運営を支援しながら、本市の地理的優位性を活かした観光資源の発掘に努めること。

⑦ 快適で調和のとれたまちづくり

市街地形成については、「都市計画マスタープラン」の見直しに向けた取組みを着実に実施すること。

道路網については、袖ヶ浦駅海側土地区画整理事業の効果を最大限に活用するため、都市計画道路である西内河根場線、高須箕和田線（南袖延伸）及び西内河高須線の整備を推進すること。

上水道については、君津地域水道事業統合広域化に向けた協議・準備を推進すること。

⑧ 市民ニーズに的確に対応する信頼される行財政運営

財政運営については、健全な財政運営のため、税源や特定財源の確保に努めるとともに、事務事業の計画的な執行に努めること。

行政運営については、行政評価をより効果的なものにするため、客観的評価の定着を図ること。

また、「公共施設等総合管理計画」に基づき、施設のあり方等を視野に入れた機能の維持管理を図るとともに、「公共施設（建築物）の再編整備計画」に示した取組みについて、早急に検討を進めること。

さらに、本市の知名度・イメージ向上を図り、交流・定住人口の増加や観光の振興、企業誘致等を推進するため、シティプロモーションに積極的に取り組むこと。

最後に、職員の世代交代が急速に進む中、ますます高度化・多様化する行政ニーズに対応できる職員の育成を図るため、市民に信頼され安定した行政サービスを提供する能力、また、協働によるまちづくりに関する知識及び技能の取得を推進すること。